

委員会提出議案第1号

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日

狭山市議会議長 太田博希様

提出者 狭山市議会議会運営委員会

委員長 内藤光雄

提案理由

狭山市行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管に関する規定を改めたいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 危機管理課の所管に関する事項

第2条第2項第2号ア中「福祉こども部」を「福祉部」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「長寿健康部」を「健康推進部」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ こども支援部の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。